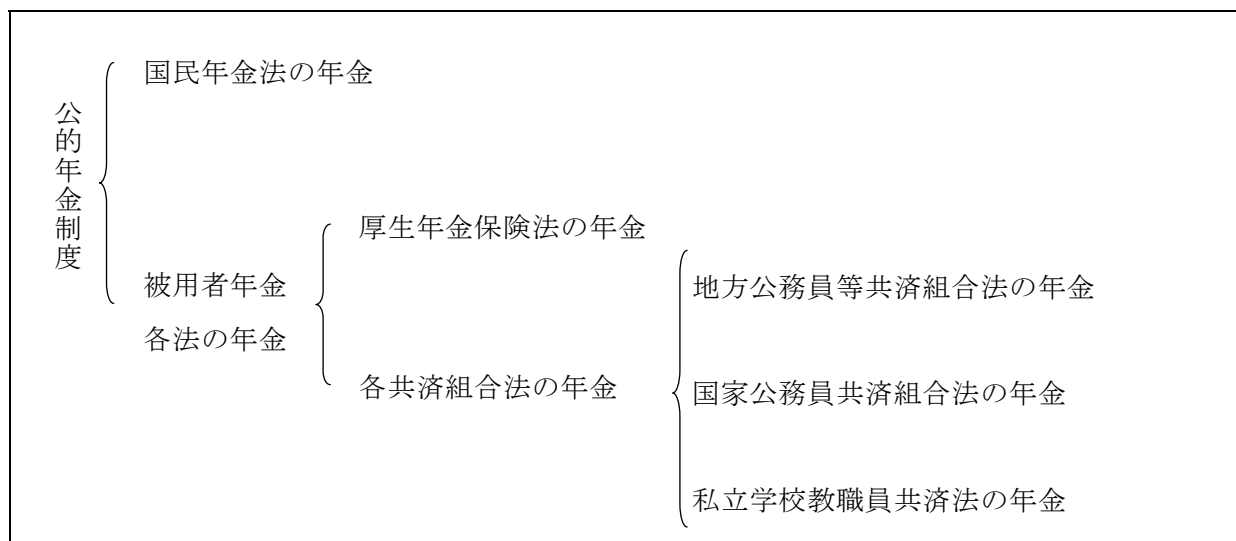


第3章 長期給付事業

長期給付は、組合員の退職後の生活及び死亡後の遺族の生活の安定をはかるために年金などの給付を行うものである。

1. 公的年金制度の概要

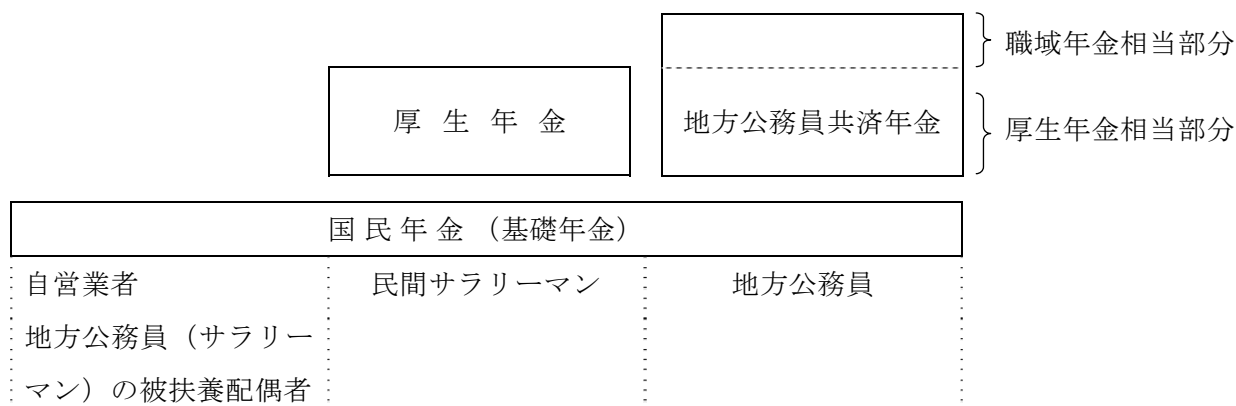
公的年金制度は、国民年金制度と被用者年金制度に大別される。この被用者年金制度は厚生年金保険制度と3つの共済年金制度から構成されている。



(1) 地方公務員共済年金制度

全国共通の基礎年金制度が昭和61年4月1日から地方公務員共済組合の組合員とその被扶養配偶者についても適用された。

地方公務員共済年金制度は厚生年金保険制度と同様に基礎年金の上乗せの制度として位置づけられており、その内容は厚生年金相当部分のうえに、地方公務員制度の一環としてその身分、職務、責任等の特殊性を考慮して職域年金相当部分がさらに上乗せされた3階建ての年金制度として構成されている。



(2) 地方公務員共済組合

地方公務員は、都道府県の職員についてはその職種により、市町村の職員については主としてその所属する市町村の区分等により、次に掲げる組合を組織することとされている。

- ① 地方職員共済組合 (1組合)
 - 道府県の職員 (②及び③の職員を除く)
 - 地方団体関係団体の職員
 - ② 公立学校共済組合 (1組合)
 - 公立学校の職員, 都道府県の教育委員会及びその所属機関の職員
 - ③ 警察共済組合 (1組合)
 - 都道府県警察の職員, 警察庁の職員, 地方警務官
 - ④ 東京都職員共済組合 (1組合)
 - 都・特別区の職員 (②及び③の職員を除く)
 - ⑤ 指定都市職員共済組合 (10組合)
 - 仙台市・千葉市・さいたま市・新潟市・静岡市・浜松市・堺市・岡山市を除く指定都市の職員
 - (②の職員を除く)
 - ⑥ 市町村職員共済組合 (47組合)
 - 各都道府県の市及び町村の職員
 - (②, ⑤及び⑦の職員を除く)
 - ⑦ 都市職員共済組合 (4組合)
 - 特定の市の職員 (②の職員を除く)
-
- 地方公務員共済組合連合会
- 全国市町村職員共済組合連合会

(3) 地方公務員共済組合連合会

地方公務員の年金制度の健全な運営を維持していくため、年金の財源単位を一元化し、年金財政基盤の安定化を図るとともに、共済組合の長期給付に係る業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的として昭和59年4月1日に設立された。

なお、当初加入しなかった公立学校共済組合と警察共済組合も、平成2年度に加入したことにより、地方公務員共済組合連合会はすべての地方公務員共済組合をもって組織する連合体となった。